

中央建設業審議会・社会資本整備審議会
基本問題小委員会 中間とりまとめ（抜粋）

中建審・社整審 基本問題小委員会 中間とりまとめ

②施工体制における監理技術者等の役割の明確化

【現状・課題】

建設業法では、監理技術者及び主任技術者は、建設工事を適正に実施するため、工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を担うこととされており、監理技術者、主任技術者の役割は特段の区別なく規定されている。

一方、建設生産システムにおいては施工の専門化・分業化、工事量の増減や繁閑の発生への対応等を背景として下請の重層化が進み、元請と下請の技術者の役割の違いが顕著となっている。また、複数の工種についてマネジメントを行う下請の主任技術者の中には、元請の監理技術者等に近い役割を担う者も存在している。

【対応の方向性】

元請の監理技術者等(下請を含む請負部分全体の統括的施工管理を担う者)と、下請の主任技術者(請負部分の施工管理を担う者)について、施工体制においてそれぞれが担う役割を明確化する必要がある。

特に品質管理においては役割の違いが大きく、元請の監理技術者等は、下請からの報告及び必要に応じた立ち会い確認や、事後確認等の実地の確認による請負部分全体の確認を行うこと・下請の主任技術者は、原則として、立ち会い確認を行うとともに、元請又は上位の下請への報告を行うことなど、それぞれの役割を明確化する必要がある。

なお、役割の明確化に当たっては、下請の主任技術者の中に、元請の監理技術者等の指導監督の下で、元請の監理技術者等に近い役割を担う者がいることを考慮する必要がある。

中建審・社整審 基本問題小委員会 中間とりまとめ (参考資料)

○ 監理技術者等の職務(役割)を、**元請の監理技術者等と下請の主任技術者の2種類に大別**。

なお、複数工種のマネジメントを行う下請の主任技術者の中に、元請の監理技術者に近い役割を担う者がいることを考慮する必要がある。このような下請の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の監理技術者等の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等(施工計画書等)を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の監理技術者等の役割を担う(「請負部分全体」は「請負部分」と読み替える)

	元請の監理技術者等	下請の主任技術者
役割	○下請を含む請負部分全体の統括的施工管理	○請負部分の施工管理
施工計画の作成	○下請を含む請負部分全体の施工計画書(または施工要領書)の作成 ○下請の作成した施工要領書の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、受注した請負部分に関する施工要領書の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書の修正
工程管理	○下請を含む請負部分全体の工程管理 ○下請間の工程調整 ○朝礼、工程会議等の開催※、参加、巡回	○請負部分の工程管理 ○朝礼、工程会議等への参加
品質管理	○ <u>下請からの報告及び必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認による請負部分全体の確認</u>	○原則として、立ち会い確認 ○元請(上位下請)への報告
技術的指導	○技術者の配置等、法令遵守の確認 ○下請を含む請負部分全体に対する技術指導 ○下請を含む請負部分全体において技術者が適切に役割を果たしているか確認※	○現場作業員の配置等、法令遵守の確認 ○受注した請負部分における作業員への技術指導
その他	○下請からの協議事項への対応(判断等) ○請負部分全体のコスト管理 ○発注者等との協議・調整※ ○近隣住民等への説明等※ 等	○元請(上位下請)への協議 ○元請等の判断を踏まえた現場レベルの調整 ○請負部分のコスト管理 等

※:元請のみの役割

中建審・社整審 基本問題小委員会 中間とりまとめ

①技術者の適正な配置のあり方

【現状・課題】

建設業法では、元請建設企業には監理技術者等の配置、また、下請建設企業には主任技術者の配置がそれぞれ必要とされているが、1人の技術者が施工の技術上の管理を行える工事量には限界があることから、公共性のある又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事で請負金額が一定金額以上の場合、監理技術者等は工事現場ごとに専任の者でなければならないとされている。

一方、現行制度において請負金額のみで専任の配置が規定されていることについては、請負金額が一定金額以上であっても、難易度の低い工事や、材料費が大半を占め現場作業の少ない工事等においては、監理技術者等の専任は不要ではないかとの意見がある。

また、現行制度の下では、工事の一時中止等により監理技術者等の専任が不要とされ、当該技術者が当該工事の施工に携わらない期間に、他の非専任工事であれば従事することができるものの、専任工事には従事できない。

【対応の方向性】

監理技術者等が工事現場ごとに専任の者でなければならないとされている趣旨を踏まえ、どのような工事に対して監理技術者等を専任させるべきかについての考え方を再度整理した上で、客観的かつ明確に判断することのできる監理技術者等の専任要件の設定について、請負金額以外の要素を加味すること等も含めて、検討を行う必要がある。

また、工事の一時中止等により監理技術者等の専任が不要となった期間に、当該技術者に他の専任工事への従事を認めることについて、その範囲や認める場合の具体的な方法等を検討する必要がある。

工場製品に関する品質管理のあり方

中建審・社整審 基本問題小委員会 中間とりまとめ

(3) 工場製品に関する品質管理のあり方

【現状・課題】

建設生産物の高度化・多様化や、工事作業の効率化、工期短縮の観点から、建設業法の制定当時と比べて、建設生産における工場製品の割合が増加する中で、現場施工の割合が縮小し、工場製品の品質が現場の適正施工に大きな影響を与えている。

建設生産物に用いられる工場製品には、エレベーターやシステムキッチンのように、性質上、従来から工場で製造した上で工事現場に納入し取り付けられているものの他、プレキャスト製品のように、従来は建設工事として現場で施工して組み立てられていた構造物が工場内での製作に移行しているものと、大きく2つに分類される。

これらの工場製品の品質を確保する必要性が高まる一方、現行では、建設企業以外の工場で加工・組立・製造される工場製品については、建設業法の規定が適用されない。そのため、工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合に、当該工場製品を製造する企業に対して、建設業行政として何らの指導監督やペナルティを課すこともできないのが現状である。

【対応の方向性】

建設生産物の品質確保のためには、その一部を構成する工場製品についても、その品質確保を図ることが重要である。既製品については、JIS(日本工業標準調査会)による認証制度や、建築基準法に基づく製造者認証や大臣認定等、製品の品質確保に係る制度が別途設けられているものもある一方、これらの制度の対象とならない、単品受注生産の工場製品も存在する。**このような状況を踏まえ、監理技術者等は適宜合理的な方法で品質管理を行うことが必要である。**

(以下、略)

中建審・社整審 基本問題小委員会 中間とりまとめ

③大規模工事における技術者の複数配置の推奨

【現状・課題】

建設業法では、元請建設企業には監理技術者等の配置が求められているが、特に、大規模工事においては、1名の監理技術者等だけで職務を遂行することは困難であるのが実態であり、通例、1名の監理技術者等の下に、複数の担当技術者が工区や工種等に応じて配置され、監理技術者等の補佐的な役割を担っている。

一方、監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者について、現状では、建設業法や監理技術者制度運用マニュアルにおいて、特段その位置付けが明確にされていない。

【対応の方向性】

大規模工事については、適正な施工を確保する観点から、元請建設企業の監理技術者等を、全体を総括する立場の技術者として1名配置するとともに、当該元請建設企業に所属する技術者の中から、監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者を別途配置することが望ましい旨、明確化する必要がある。

また、監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者の配置が適正な施工の確保に寄与したものについては適切に評価するなど、監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者の活用方法等について、検討する必要がある。

中建審・社整審 基本問題小委員会 中間とりまとめ（参考資料）

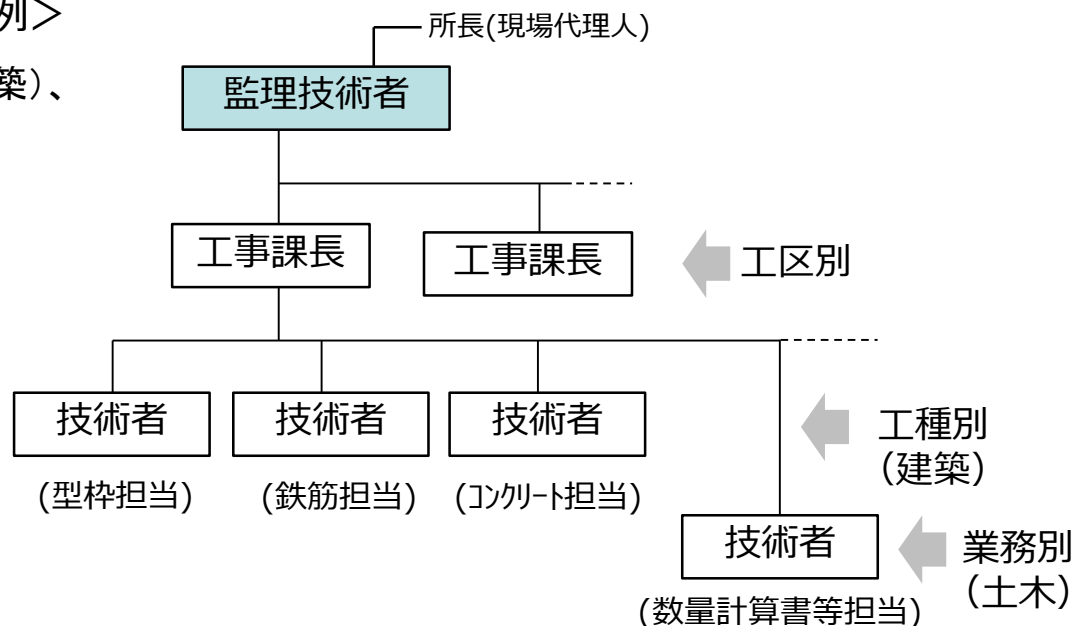
○建設業法上、元請建設企業には監理技術者等の配置が求められているが、大規模工事においては、1名の監理技術者等の下に、複数の担当技術者が工区や工種等に応じて配置され、監理技術者等の補佐的な役割を担うことが通例。一方、その位置づけは明確にされていない

⇒大規模工事について、適正な施工を確保する観点から、元請建設企業の監理技術者等を、全体を総括する立場の技術者として1名配置し、同じ元請建設企業に所属する技術者の中から、監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者を別途配置することが望ましい旨を明確化する必要

⇒監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者の評価等、活用方法等について検討する必要

＜大規模工事における技術者配置の例＞

工事課長が工区別、技術者が工種別（建築）、業務別（土木）に配置した場合を示す



中建審・社整審 基本問題小委員会 中間とりまとめ

(1) 技術と管理能力に優れた技術者の確保・育成と活躍

【現状・課題】

建設工事の施工技術の向上を図るため、建設業法に基づき技術検定を行っており、現在、土木施工管理等の6種目を1級と2級に区分し、学科試験及び実地試験によって行われている。この技術検定合格者は、監理技術者等の資格要件に位置付けられている。

近年、若年層の入職者が大幅に減少し、離職率も高いことから、担い手確保の必要性が高まっている中で、技術検定の受検者数も減少し、合格者の高齢化が進んできている。このため、これまでも、2級学科試験の受験資格要件の緩和(学科試験と実地試験を分離し、学科試験のみの受験を可能とする)とともに、受験要件についても、実務経験を不要とする)や試験会場の拡大等を行ってきたところである。

建設業界への入職促進及び離職抑制等の確保の観点から、技術検定について、更なる受検機会の拡大に向けた環境整備や受験資格要件の緩和が求められている。

【対応の方向性】

技術検定の更なる受検機会の拡大や受験意欲の醸成を図るため、**若年層の受験者が多い2級学科試験の受験機会の年2回化、1級の学科試験に係る2級試験と同様の早期受験化(受験資格要件の緩和)、学科合格者に対する称号(例えば〇〇技士補)の付与**について、その導入の範囲や時期を含めて、検討を進める必要がある。

中建審・社整審 基本問題小委員会 中間とりまとめ（参考資料）

現状・課題

○近年、若年層の入職者が大幅に減少し、離職率も高いことから、担い手確保の必要性が高まっている中で、技術検定の受検者数も減少し、合格者の高齢化が進行

受検機会の拡大に対するこれまでの取組

- 2級学科試験の早期受験
- 2級学科試験の会場拡大
- 実務経験年数の基準日の見直し

対応の方向性

- 若年層の受験者が多い2級学科試験の受験機会の年2回化について検討
- 1級の学科試験についても、2級試験と同様に早期受験化について検討
- 受験意欲の醸成を図る観点から、学科合格者に対する称号（例えば〇〇技士補）の付与についても検討
※導入の範囲、時期を含めた具体的内容については、引き続き検討

（参考）2級学科試験の早期受験化 ※政令改正により平成28年度試験から実施

